

豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱

平成 28 年 2 月 9 日
総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 豊島区契約事務規則（昭和 39 年規則第 24 号）第 2 条第 3 項の契約担当者をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、口若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績総評定点 豊島区請負工事成績評定要綱（平成 20 年 4 月 1 日 総務部長決定）第 3 条第 1 項に規定する総評定点をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格が 3,000 万円（建築工事の場合は 4,500 万円）以上の工事とする。ただし、建設共同企業体の発注工事を除く。

(落札者決定基準等)

第4条 区長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項にいう総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、同法第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について 2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要の有無

2 区長は、前項に規定する意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 第1項の落札者決定基準は、別紙のとおりとする。

(総合評価方式における入札方式等)

第5条 総合評価方式の実施は、条件付一般競争入札によるものとする。

2 区長は、直近の工事成績総評定点が 60 点未満である者については、入札参加を認めないものとする。

(公表事項等)

第6条 総合評価方式を実施しようとする場合は、当該発注工事の公告にあたり、次に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 総合評価方式の対象工事であること

(2) 提出書類の様式、提出方法

(3) 落札者決定基準

(4) 提出書類の提出後においては、原則として記載内容の変更を認めないこと。

(5) 提出書類に記載された配置予定技術者は、原則として変更できること。

2 公表事項についての説明会は、開催しない。

3 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申込書の提出とあわせ、第1項に規定する公表事項に係る所定の書類を区長に提出するものとする。

(施工能力評価点等の審査)

第7条 施工能力評価点及び地域貢献度評価点の評価については、前条に規定する公表事項において明示した評価方法によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 豊島区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱（平成 19 年 9 月 14 日 総務部長決定）は、廃止する。

【落札者決定基準】

1 評価の方法

総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点を合計した評価値による。

2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分

価格点：施工能力評価点：地域貢献度評価点 = 価格点の上限：20点：5点

なお、価格点の上限は、豊島区低入札価格調査制度実施要綱（平成20年2月1日 総務部長決定）第5条の規定に基づき失格となる低入札価格から算定される価格点とする。

3 価格点の算定 $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

4 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び優良工事実績点の合計による。

5 施工能力評価点の評価項目の点数配分

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点：優良工事実績点
= 13点：3点：2点：2点

(1) 工事成績評価点

① 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均点に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 20点未満	0
20点以上 30点未満	1
30点以上 35点未満	2
35点以上 40点未満	3
40点以上 45点未満	4
45点以上 50点未満	5
50点以上 55点未満	6
55点以上 60点未満	7
60点以上 65点未満	8
65点以上 70点未満	9
70点以上 75点未満	10
75点以上 77.5点未満	11
77.5点以上 80点未満	12
80点以上 100点以下	13

- ② 工事成績総評定点の平均は、当該発注工事の公告日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事の工事成績総評定点について、工事完了日が公告日に近いものから順に、直近3件までの相加平均とする。ただし、2件である場合は当該2件の相加平均とし、1件である場合は当該工事成績総評定点をもってこれに充てる。
- ③ 前項の工事成績総評定点が存在しない場合は、その平均を50点とする。ただし、⑤の規定にかかわらず、東京23区内で完成した国、都又は特別区（豊島区を除く。）その他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事（(3)③）で、前項の期間において完了した工事の当該公告日に直近の工事成績総評定点の提示により、豊島区が相当の施工能力を認めた場合は、工事成績総評定点の平均を60点とすることができる。
- ④ 工事成績総評定点が60点未満のものは、当該工事成績総評定点を0点とする。
- ⑤ 工事成績総評定点は、豊島区の発注工事のみを対象とする。
- ⑥ 工事成績評価点算定の対象工事は、豊島区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種のものであることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、公告時に指定する。

（2）配置予定技術者の資格点

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、次表のとおり算定する。複数の資格を持つ場合は、上位の資格1つについてのみとする。

1級技術者	3点
2級技術者	1点

（3）配置予定技術者の実績点

- ① 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、次表のとおり算定する。

	同種工事	類似工事
監理技術者	2点	1.5点
主任技術者	1.5点	1点
担当技術者	1点	0.5点

- ② 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- ③ 同種工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、公告時に指定する。
- ④ 類似工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、公告時に指定する。
- ⑤ 建築工事又は設備工事の改修工事の場合において、同種工事にあっては、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものなかで、経験として有用なものがない場合は、同種工事を指定しないことができる。また、類似工事にあっては、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものなかで、経験として有用なものがない場合は、類似工事を指定しないことが

できる。

(4) 優良工事実績点

優良工事実績点は、2点満点とし、5(1)②の期間において配置予定技術者が担当して完了した工事で、当該発注工事の公告日に直近の工事成績総評定点が75点以上の場合、申請により加点することができる。

6 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動評価点、ワーク・ライフ・バランス推進企業点、品質管理活動点、安全衛生活動点、事業継続計画策定点、本店所在点の7項目による。各項目の配分は各1点とするが、満点は5点までとする。

(1) 環境配慮点

次表のいずれかの認証を取得し、現在も登録している場合に評価する。ただし、重複取得による点数の加算は行わない。

国際標準化機構（ISO）14001 規格
一般財団法人持続性推進機構のエコアクション21
一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ2以上）

(2) 防災活動点

豊島区と防災協定を締結し、かつ、当該発注工事の公告日の属する年度の前年度又は前々年度の2年度間に参加した防災活動（豊島区の防災訓練等に限る。）の実績を明らかにした場合に評価する。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進企業点

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱（平成21年10月30日総務部長決定）第5条第2項の規定に基づき、区長から豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の交付を受け、現在も有効である場合に評価する。

(4) 品質管理活動点

ISO9001規格の認証を取得し、現在も登録している場合に評価する。

(5) 安全衛生活動点

次表のいずれかに該当し、現在も有効である場合に評価する。ただし、重複による点数の加算は行わない。

建設業労働災害防止協会に加入
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定
中央労働災害防止協会（JISHA）方式適合の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）基準適合の認定

(6) 事業継続計画策定点

一般社団法人全国建設業協会の「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（第3版）」における必須項目を網羅した計画書を提出し、豊島区が内容を確認できた場合に評価する。

(7) 本店所在点

「豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準」

(平成 22 年 6 月 16 日 総務部長決定) 第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に本店を有する事業者（「区内事業者」という。）に対して評価する。

7 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び低入札価格調査制度適用（豊島区低入札価格調査制度実施要綱平成 20 年 2 月 1 日 総務部長決定）の範囲内である者のうち、1 の評価値の最も高い者を落札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。